

総務政策委員協議会記録

開会年月日	令和4年11月24日
開会時刻	午前11時22分
閉会時刻	午後0時07分
出席委員名	◎品川幸久 ○福井輝夫 大西要一 鈴木豊司
	吉井詩子 岡田善行
	世古 明 議長
欠席委員名	西山則夫
署名者	—
担当書記	奥野進司
協議案件	1 個人情報保護に関する法律の改正について
	2 機構改革（案）について
	3 職員の定年引上げについて
	4 第4次伊勢市男女共同参画基本計画（案）について
説明員	総務部長、総務部参事、総務課長、職員課長、環境生活部長
	環境生活部参事、市民交流課長、市民交流課副参事
	健康福祉部長、教育総務課長、その他関係参与

協議経過

品川委員長が開会を宣告し、会議成立宣言の後、直ちに議事に入り、「個人情報保護に関する法律の改正について」外3件について当局から説明を受け、若干の質疑の後、聞き置くこととし、閉会した。

なお、詳細は以下のとおり。

開会 午前11時22分

◎品川幸久委員長

ただいまから総務政策委員協議会を開会いたします。

本日の出席者は6名でありますので、会議は成立をしております。

本日御協議願います案件は、お手元に配付の案件一覧のとおりであります。

議事の進め方につきましては、委員長に御一任願いたいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

◎品川幸久委員長

御異議なしと認めます。そのように取り計らいをさせていただきます。

【個人情報の保護に関する法律の改正について】

◎品川幸久委員長

始めに、「個人情報の保護に関する法律の改正について」を御協議願います。

当局から説明をお願いします。

総務部長。

●西山総務部長

本日は、お忙しい中、総務政策委員会に引き続きまして、総務政策委員協議会お開きいただきまして、誠にありがとうございます。

本日御協議願います案件は、ただいま委員長から御案内ございましたとおり、「個人情報の保護に関する法律の改正について」外3件でございます。詳細につきましては、担当から御説明申し上げますので、よろしく願いいたします。

◎品川幸久委員長

総務課長。

●中世古総務課長

それでは、「個人情報の保護に関する法律の改正について」御説明申し上げます。

資料1の1ページをお願いいたします。

まず、1の「経過等」でございます。

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律が昨年5月に公布され、

その中で、個人情報の保護に関する法律、いわゆる個人情報保護法が改正をされました。

このたびの法改正の概要でございますが、個人情報の取扱いのルールにつきましては、資料中段の図にございますように、国の行政機関は行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律に、独立行政法人等は独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律に、民間事業者は個人情報保護法に、地方公共団体はそれぞれの個人情報保護条例というふうに分かれてその規律が規定されておりました。

このたびの改正におきまして、先ほど御説明申し上げました3つの法律が個人情報保護法に統合されますとともに、地方公共団体の個人情報保護制度についても統合後の個人情報保護法において全国的な共通のルールが規定されることとなり、個人情報保護法制の一元化が図られることとなったものでございます。

次に、2の「伊勢市個人情報保護法施行条例の制定等について」でございます。

現在、本市における個人情報の取扱いにつきましては、伊勢市個人情報保護条例に基づき行っておりますが、今回の法改正に伴い、議会を除きまして、先ほど御説明申し上げたように改正後の個人情報保護法に基づく運用となります。このことから、伊勢市個人情報保護条例を廃止し、法律で委任された事項等を定める、仮称ではございますけれども、伊勢市個人情報保護法施行条例をこのたび制定しようとするものでございます。

2ページ、裏面をお願いいたします。

現行制度との主な変更点について御説明申し上げます。

まず、アの開示請求に係る手数料についてでございます。アの表をお願いいたします。

市民の方が本人の個人情報が記録されている文書の開示を請求した場合には、現在手数料としては頂かず、写しの交付を求められた場合にその作成に要する費用、白黒コピー1枚10円、カラーの場合は1枚30円となりますが、その額を負担していただくこととしております。

改正後の法においては、開示請求に係る手数料を条例で定めることとされていることなどから、手数料として御負担いただくことといたします。なお、金額につきましては、開示請求に対する開示決定の事務処理に係る部分は引き続き無料とし、開示の実施の際の写しの交付については、これまでの写しの作成等にかかる費用として頂いていた額と同額といたします。

次に、新たに設ける部分になりますが、今回の改正を機に電磁的記録による写しの交付を可能とし、その手数料についても規定いたします。

次に、イの個人情報ファイル簿の作成及び公表についてでございます。

これは改正後の法律において義務づけられているものでございます。個人情報ファイルと申しますのは、一定の目的を達成するために、個人情報をパソコン等を用いて検索することができるように体系的に構成、データベース化したものでございます。住民基本台帳や課税台帳はこれに当たりますが、この個人情報ファイルの名称、利用目的、記録されている項目などの概略を記載したもの、これを個人情報ファイル簿と言いますが、これを作成し公表することとなります。

次に、(2)の主な関係条例の整備でございます。

今回の法律改正、条例の制定等に併せまして、情報公開条例の改正を行う予定でございます。

その主な内容でございますが、1点目は、先ほど(1)のところでお説明いたしました費用の手数料化についてでございます。情報公開についても市の文書の公開の請求があった際、現在手数料は無料とし、写しの作成に係る費用は負担していただいておりますが、先ほど御説明申し上げた個人情報の開示請求の場合と同様に手数料として請求者に御負担いただくことといたします。なお、額につきましてはこちらもこれまでと同額といたします。

2点目は、情報公開条例の非開示情報との整合性を図るための改正でございます。広く誰でも行政の公文書の開示を求めることができるのが情報公開でございます。これに対しまして、個人が行政の公文書に記録されている本人の情報の開示を求めるのが個人情報のほうの開示請求の手続でございます。

いずれの制度の開示請求においても、非公開とする情報の類型を国においては情報公開法、個人情報保護法で、地方公共団体は情報公開条例、個人情報保護条例で定めており、規定の仕方など内容の整合が取れている状態となっておりますが、今回の法改正で個人情報については個人情報保護法で定められることとなりましたので、このままですと情報公開条例と規定の仕方に差異が生じることとなり、結果、実務において混乱が生じるおそれがございます。

こうしたことから、情報公開条例の非公開情報について個人情報保護法との整合性を図るための改正を行うことといたします。

次に、その他の改正として、個人情報の開示、情報公開の際の手数料の減免に係る上限を設けることといたします。現在写しの作成にかかる費用について、経済的困難等の理由がある場合については、減免をする制度がございますが、国の情報公開法の取扱いに合わせ、この減免の上限を1請求につき2,000円までと定めようとするものでございます。

伊勢市個人情報保護法施行条例につきましては、令和5年4月1日から施行することとなりますが、現在、施行条例に規定する現行の伊勢市個人情報保護条例を廃止することに伴う経過措置として罰則を設けることとしておりまして、検察庁と協議を行っております。協議が終了しましたら、議会に関係条例案を提出させていただく予定としておりますので、よろしくお願いたします。以上でございます。

◎品川幸久委員長

ただいまの説明に対しまして、御発言はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎品川幸久委員長

よろしいですか。

御発言もないようですので、本件についてはこの程度で終わります。

【機構改革（案）について】

◎品川幸久委員長

次に、「機構改革（案）について」を御協議願います。

当局から説明をお願いいたします。

職員課長。

●上田職員課長

それでは、「機構改革（案）について」御説明申し上げます。

今回の機構改革は、令和5年4月の定期異動に併せて機構の見直しを行おうとするものでございます。

それでは、その概要につきまして御説明いたします。

表の右側の機構改革（案）を御覧ください。

健康福祉部でございますが、福祉監査室を新たに設置し、介護保険課、高齢・障がい福祉課、福祉総務課、保育課が行う事業所や法人等に対する監査業務を移管し、一元化することにより業務の効率化を図りたいと考えております。

また、伊勢市駅前保健福祉拠点施設への移転に伴い、福祉生活相談センターの名称を福祉総合支援センターに変更するとともに、子育て応援課からこども家庭相談センターの事務、生活支援課から生活困窮者の自立支援に関する事務を移管いたします。

次に、教育委員会事務局におきましては、学校統合推進室の名称を学校施設整備課に変更し、教育総務課から学校施設の維持管理に関する事務を移管いたします。

以上が来年度の機構改革案の概要でございます。部課の数といたしましては、健康福祉部が1課の増となります。

説明は以上でございます。どうぞよろしく御協議賜りますようお願い申し上げます。

◎品川幸久委員長

ただいまの説明に対しまして、御発言はありませんか。

鈴木委員。

○鈴木豊司委員

少しだけお聞かせください。

福祉監査室でございますが、従来、介護保険課と福祉総務課につきましては係も設けて監査体制が整備されていたと思うんですが、高齢・障がい福祉課と保育課も監査業務を行っていたということなんですが、現状どの係で対応されておったのか、お聞かせ願えないですか。

◎品川幸久委員長

職員課長。

●上田職員課長

保育課にございましては保育係と管理係、それと高齢・障がい福祉課におきましては障がい福祉係、こちらの係の中で業務のほう行っておりました。以上でございます。

◎品川幸久委員長

鈴木委員。

○鈴木豊司委員

それと、この4課が対応します監査業務、これ種別別に施設の数ほどの程度あるのか教えていただけないですか。

◎品川幸久委員長

職員課長。

●上田職員課長

まず、介護保険課が介護サービス事業者、介護予防生活支援サービス事業者が対象でございます。119事業所ございます。福祉総務課に関しましては、福祉監査係が社会福祉法人、社会福祉連携推進法人を対象といたしまして23法人になっております。次に、保育課でございます。保育課は保育所、認定こども園、小規模保育事業所、幼稚園、認可外保育所等子育て支援施設を対象といたしまして45施設になります。高齢・障がい福祉課につきましては、市が指定いたします計画相談支援事業所等ということで12事業所を対象としております。以上でございます。

◎品川幸久委員長

鈴木委員。

○鈴木豊司委員

大変な数になってきます。大変やと思います。

今度この福祉健康拠点施設のほうへ1番の健康課と8番の福祉総合支援センター、それから11番のこども発達支援室がそちらへ入居されるということで聞かせてもらっておるんですが、これ質問ではないんですけれども、せんだってもちよっとお尋ね申し上げたんですけれども、副市長の事務分担なんです。健康課については福井副市長が担任されておまして、それ以外は藤本副市長ということなんです。当然そうなりますと、指揮命令系統が2系列できることになってまいりますもので、これから検討されると思いますが、その点十分な協議をお願いしておきたいというふうに思います。また、その結果につきましても教えていただければというふうに思います。

それと、教育の関係で学校施設整備課なんです。現在、教育総務課では庶務規則を見ますと、管理係におきましては、教育財産の維持管理ということでうたわれております。ところが、今回移管されるのが学校施設の維持管理ということで、若干表現が違ってきておるんですが、その辺は違いがあるのでしょうか。

◎品川幸久委員長

職員課長。

●上田職員課長

今回は学校施設の維持管理ということで、そちらの部分だけを移管する予定でございます。

す。以上でございます。

◎品川幸久委員長

鈴木委員。

○鈴木豊司委員

それでは、現在管理係で行っております学校施設以外の教育財産の維持管理については従来どおり管理係で行っていくという理解でよろしいですか。

◎品川幸久委員長

教育総務課長。

●前村教育総務課長

今御質問いただきました教育財産のことにつきましてですが、教育総務課の管理係におきましては、教育委員会の教育財産についての総括的な役割を果たさせてもらっておるといふところの意味合いでもそのように書かせていただいておりますというふうにご理解をしております。

今後、教育財産の総括的な役割という部分については、教育総務課のほうに残っていくものというふうにご理解をしております。以上でございます。

◎品川幸久委員長

よろしいですか。

○鈴木豊司委員

はい。

◎品川幸久委員長

他に御発言はありませんか。

吉井委員。

○吉井詩子委員

今回の機構改革で福祉監査室というものができるといふことなんですが、三重県内では四日市市さんとか津市さんに福祉監査室というような名前のあるものがあるようなんです。県内であまり見たことがないんですが、この監査室という課としてつくることになったいきさつというか、経緯を教えてくださいたいと思います。

◎品川幸久委員長

職員課長。

●上田職員課長

その経緯でございますが、業務といたしまして、確認や検査等を行う必要がある施設や事業所が増加しております。また、新たな検査や確認業務、そういうものも加わってきておまして、各課の業務の範囲内で並行して業務を行っていくということが困難になってきているという状況でございます。

その中で、現在なんですけれども、社会福祉法人の監査を行うのと、それから介護事業所の監査を行う、こちらには係がございますが、複数存在しているということになります。これを統合いたしまして、保育の監査と障がい福祉サービスの監査業務を加えて、監査のノウハウを持った職員、それから情報の集約、これを行うことで監査業務、こちらの効率を図っていきたいと考えております。以上でございます。

◎品川幸久委員長
吉井委員。

○吉井詩子委員

介護とか障がいとか介護の関係の事業所などは県の管轄の事業所もあるかと思うんですが、県との連携についてはどのように考えてみえますか。

◎品川幸久委員長
健康福祉部長。

●江原健康福祉部長

県指定の事業所への指導・監査でございますが、伊勢市におきまして事業所へのサービスに対する給付を行っておる事業所につきましては、給付しております市町村におきましても立入調査をする権限がございます。

したがって、そういうことが必要になった場合は、県と連携しながら市も指導・監査に入っていくというふうなことでございます。以上でございます。

◎品川幸久委員長
吉井委員。

○吉井詩子委員

分かりました。立入調査もできるということで、虐待対応とかそういうことも県と連携をしてやっていただけるんやろうなというふうに理解をいたしました。

これを見たときに私、伊勢市にも今年度共生型の施設というものが誕生いたしまして、そのような施設が増えていったらいいなというふうに希望しているんですが、そういった場合に高齢と障がいと一緒にやっていく施設、事業所が増えるというようなことが起こった場合などに、こういう一緒に福祉のほうで高齢の目、また障がいの目というふうな形で監査をしていくということ、そういうメリットがあるからなのかなとちょっと感じたんですが、そういうメリットがあるのか、また、ほかにもメリットがあればその点教えていただきたいと思っております。

◎品川幸久委員長
健康福祉部長。

●江原健康福祉部長

共生型事業につきましては、ただいま委員おっしゃられたとおりでございます。その他ということで我々考えておりますのは、相手方が例えば社会福祉法人であるとか、事業所についてもいろいろな会社であるとかというふうなところへの対外部というふうなところから考えましても、今は福祉総務課に副参事を配置して対応しているところでございますが、やはり課長というふうな位置づけで対外的な部分についてもその辺のバランスといたしますか、そういうところがやはり必要であるかなというところで課レベルということで今回手を挙げさせていただいたということでございます。以上でございます。

◎品川幸久委員長
吉井委員。

○吉井詩子委員

分かりました。

副参事の方が係でやっていただいている、行かれるということもすごく御努力いただいたんですが、今後組織として、課として監査をしていくということで、この福祉の面が発展していくというふうに理解したいと思っておりますので、よろしく願いいたします。以上です。ありがとうございます。

◎品川幸久委員長
他に御発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎品川幸久委員長
御発言もないようですので、本件についてはこの程度で終わります。

【職員の定年引上げについて】

◎品川幸久委員長

次に、「職員の定年引上げについて」を御協議願います。

当局から説明をお願いします。

職員課長。

●上田職員課長

それでは、職員の定年引上げにつきまして御説明申し上げます。

配付資料を御覧ください。

職員の定年引上げについては、地方公務員法の改正に基づき、平均寿命の伸びや少子高

齢化の進展を踏まえ、豊富な知識、技術、経験等を持つ高齢期の職員が最大限活躍できるよう、職員の定年を引き上げるとともに、各種制度を導入しようとするものでございます。

まず、1、「定年の段階的引上げ」についてでございますが、国と同様に令和5年度から2年に1歳ずつ段階的に引き上げ、令和13年度に65歳となります。

次に、「役職定年制」についてでございますが、本市においては、管理職の職員は60歳の誕生日以後の4月1日までに管理職以外の職、非管理職における最上位の課長補佐級への異動を考えております。

次に、3、「定年前再任用短時間勤務制、暫定再任用制度」についてでございますが、引上げ後の定年前に退職した職員を引上げ後の定年までの期間、短時間の職に再任用できる定年前再任用短時間勤務制を導入いたします。また、定年引上げ期間中は65歳までの継続的な勤務を可能とするため、現行の再任用制度と同様の仕組みとして暫定再任用制度を導入いたします。

2ページを御覧ください。

上段の図は60歳以降の勤務選択の流れでございます。下段の図を御覧ください。定年引上げのイメージとなります。定年を2年に1歳ずつ引き上げることから、2年に1回定年退職者がいない年度が生じることとなります。

3ページを御覧ください。

4、「定年引上げ後の給与の取扱い」については、(1)給料月額は60歳に達した日以後の最初の4月1日の前日における給料月額の7割水準となります。(2)の管理職の職員については、役職定年後の給料月額の7割に相当する額が異動前の給料月額の7割に達しないこととなる職員については、異動前の給料月額の7割となるよう差額を支給することとなります。

4ページを御覧ください。

(2)退職手当についてでございますが、60歳以降に退職した職員の退職手当については、定年退職の支給率を用いて、60歳前の最も給料月額が高かった日までの期間とその後から退職時までの期間を分けて算定を行うこととなります。

5、「今後の予定」につきましては、本日御協議いただいた後、12月議会に職員の定年引上げ等に係る関係条例案を提出したいと考えております。

以上が職員の定年引上げについての説明となります。どうぞよろしく御協議賜りますようお願い申し上げます。

◎品川幸久委員長

ただいまの説明に対しまして、御発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎品川幸久委員長

よろしいですか。

御発言もないようですので、本件についてはこの程度で終わります。

【第4次伊勢市男女共同参画基本計画（案）について】

◎品川幸久委員長

次に、「第4次伊勢市男女共同参画基本計画（案）について」を御協議願います。
当局から説明をお願いします。
市民交流課副参事。

●日置市民交流課副参事

御説明に入らせていただく前に、資料の訂正をお願いいたします。
資料4-1を御覧ください。

6番、「パブリックコメントの実施」、(1)期間でございますが、令和5年1月10日「月曜日」までと記載しておりますが、「火曜日」に修正をお願いいたします。大変失礼いたしました。

それでは、「第4次伊勢市男女共同参画基本計画（案）について」御説明申し上げます。

1、「計画策定の目的」でございますが、伊勢市は男女共同参画社会の実現に向けて男女共同参画都市を宣言し、その後推進条例を制定いたしました。現在、条例の規定に基づく第3次計画に掲げた施策を推進しているところです。この現行の計画期間が今年度までであることから、来年度以降の計画を策定するものでございます。

2、「計画期間」につきましては、令和5年度から令和9年度までの5年間でございます。

3、「計画の位置付け」につきましては、(1)から(3)に記載しております法律に基づく市町村計画としています。

4、「計画策定の経過」でございますが、男女共同参画審議会へ諮問し、審議を経て計画案の策定を行ってまいりました。また、策定につきましては、庁内の男女共同参画推進委員会におきましても意見をいただいております。

5、「計画の内容」につきましては、資料4-2を御覧ください。

表紙の次にある目次を御覧ください。

第1章から第5章までの5つの章に分けて、それぞれ計画の策定に当たって、第3次計画の評価、計画の基本的な考え方、具体的施策、計画の推進を記載しています。第3章の計画の基本的な考え方、第4章の具体的施策につきましては、恐れ入りますが23ページの施策体系を御覧ください。

目指す姿である「『男女共同参画社会』－誰もが個性と能力を發揮し、共に支え合うまち－」を実現するため、基本方針1、職業生活における女性活躍の推進、基本方針2、男女共同参画を推進するための基盤の整備、基本方針3、誰もが安心して暮らせる環境の実現の3つを基本方針と5つの基本施策に整理しております。また、24ページには、それぞれ施策と具体的取組を明記しております。

第4次計画では、女性の就労、職場や政策方針決定の場、地域防災活動における場など様々な場面で女性の視点が入り入れられるよう進めてまいります。

また、基本方針2、基本施策2-2にあります4番目の施策、政治分野における男女共同参画の推進ですが、こちらは国の政治分野における男女共同参画の推進に関する法律に基づき、第4次計画から新たに取り組むものでございます。

恐れ入りますが、資料4-1にお戻りください。

6、「パブリックコメントの実施」でございますが、期間は令和4年12月5日から令和5年1月10日までとし、縦覧場所は記載のとおり20か所としています。

資料4-1の裏面を御覧ください。

7、「今後の予定」でございますが、パブリックコメントを実施した後、いただいた御意見を反映させた上で、審議会からの答申を受け、令和5年2月に総務政策委員協議会にお諮りし、今年度中の計画策定を予定しています。

以上、「第4次伊勢市男女共同参画基本計画（案）について」御説明させていただきました。よろしく御協議賜りますようお願い申し上げます。

◎品川幸久委員長

ただいまの説明に対しまして、御発言はありませんか。

大西委員。

○大西要一委員

前回の計画策定、第3次するときですね、このときには女性の職業生活における活躍の推進に関する法律というのが反映されておると思います。今回は、説明でもありましたが、新たに政治分野における男女共同参画の推進に関する法律が施行されています。背景とか社会情勢も変わってきているとは思いますが、第4次におきまして、新たな視点であったり、施策であったり考えがありましたら教えていただきたいと思います。

◎品川幸久委員長

市民交流課副参事。

●日置市民交流課副参事

第4次計画では、女性の就労、キャリアアップをサポートし、職場や政策方針決定の場、地域活動、防災活動における場など様々な場面で女性の視点を取り入れられるよう取組を進めていきたいと考えています。

また、新たに施行されました政治分野における男女共同参画の推進に関する法律の第3条及び第7条に基づき、政治分野における男女共同参画の推進にも取り組んでまいりたいと考えています。以上でございます。

◎品川幸久委員長

大西委員。

○大西要一委員

ありがとうございます。

あと、資料15ページになるんですが、下段の表の中でパートナーの日の認知度について記載があるんですが、現状値、真ん中のところですね、こちらの数値の中で36.3%というのが、言葉の内容も知っているということと、聞いたことがあるんですが内容は知らないというものを合算した数字が36.3%ということなんですが、他方で25ページですか、第4

次の計画での目標値が記載されておりまして、こちらでは同じ項目が30%なんですけど、言葉の内容も知っている人というふうに記載されております。

今回この36.3%をなぜ記載に至ったのか、その経緯と目的をお教えいただきたいと思っております。

◎品川幸久委員長

市民交流課副参事。

●日置市民交流課副参事

パートナーの日の認知度につきましては、認知度合いをより詳細に確認させていただくために、令和3年度のアンケートでは「知っている」「知らない」だけではなく回答の選択肢を追加して聞かせていただきました。以上でございます。

◎品川幸久委員長

大西委員。

○大西要一委員

詳細に調べるためにアンケート自体から追加されたということでございます。

36.3%ということで、これまでの市民団体さんと協働とか、いろんな行政の活動も含めて、知名度がこれぐらいあるんですよということを示していただいたんかなというふうに思います。

この結果を踏まえまして、今後どのような取組を考えているのか、お考えあればお教えいただきたいと思っております。

◎品川幸久委員長

市民交流課副参事。

●日置市民交流課副参事

パートナーの日につきましては、広報いせやホームページでの啓発、また、市民団体の方と協働で講演会を実施するほか、チラシや啓発物品を作成し、イベント等で配布させていただき周知してまいりました。

今後につきましても、これまでの結果を踏まえ、幅広い年齢層の方に言葉も内容も知っていただけるように取り組んでいきたいと考えております。以上でございます。

◎品川幸久委員長

大西委員。

○大西要一委員

多くの機会を捉えて、内容まで御理解いただけるように頑張っていたいただきたいと思っております。ありがとうございました。

◎品川幸久委員長

他に御発言はありませんか。

吉井委員。

○吉井詩子委員

15ページの市民意識調査における「男は仕事、女は家庭」の否定率についてですが、この説明に10代の回答者数が極端に少なかったとあるんですが、この理由は何ででしょうか。

◎品川幸久委員長

市民交流課副参事。

●日置市民交流課副参事

今回の調査は無作為調査で実施させていただき、10代の方の回答率が低いという結果となりました。今後の取組の中で、若い人がどのように考えているのかお声も聞かせていただきながら進めていきたいと思えます。また、今後調査の実施方法についても検討させていただきたいと思えます。以上でございます。

◎品川幸久委員長

吉井委員。

○吉井詩子委員

無作為だったので10代の方がたまたま少なかったということなので、また工夫をしていただきたいと思います。

続きまして、この「男は仕事、女は家庭」という聞き方なんですけれども、今の時代こうやって聞かれて否定しないと何か恥ずかしいようなそういうだんだんと浸透してきたというようなことはあるのかと思ひまして、改善傾向が見られると書いてあるんですが、そこら辺は評価できるのではないのかなと思ひます。

しかし、やはり日本がジェンダーギャップ指数というものが低かったりするのは、この設問に対しては否定している人であっても、無意識に偏見を持っている人というのがあると思ひます。それをアンコンシャス・バイアスと言って、用語解説のほうに前回の計画にはなかったんですが、今回の計画には出していただいて、また計画の中の文中にちょっと入れていただいているんですが、この無意識のうちにそういう認識を持ってしまう。例えば単身赴任と聞いたら、もう父親なんだろうと勝手に思ってしまうとか、日常生活の中でそういうことは私たち自身もあると思ひます。

やはりアンコンシャス・バイアスといって説明なんですけど、ここもそういう事例というものが内閣府の調査などにも上がっておりますので、どこかの文中とか、また用語解説などに入れていただいたほうが、今回の計画は前回の計画よりもすごく読みやすいなという感想を持っておりますが、より分かりやすくなると思ひますので、その辺いかがでしょうか。

か。

◎品川幸久委員長
市民交流課副参事。

●日置市民交流課副参事

アンコンシャス・バイアスをなくしていくことにつきましては、重要であると考えています。また、市としましても取組を進めていく中で、分かりやすいような表現で啓発をしていきたいと考えています。また、計画の中での事例の記載につきましては、検討させていただきたいと思います。以上でございます。

◎品川幸久委員長
吉井委員。

○吉井詩子委員

ぜひより分かりやすい計画にさせていただくようお願いいたします。

40ページなんですけど、「女性がリーダーを増やすときの障害について」というふうに書いてもらってあるんですけど、真ん中のほう、「女性自身がリーダーになることを希望しない」とか、それから4行ぐらいのこの「男女の間に認識のずれが見られます」と書いてありますが、これは非常に重要な問題であると考えます。

ずれが見られますとただ書くだけでなく、やはりこれは男性の意識変革を促していかなければならないと思いますので、ずれが見られますで止めないで、男性の意識変革を促すということも入れたほうがいいのではないかと思います。いかがでしょうか。

◎品川幸久委員長
市民交流課副参事。

●日置市民交流課副参事

議員御指摘いただいたこちらの表記につきましては、保育、介護、家事は女性が行うものであるというようなことは、女性がするという意識づけてしまうような表現であったように思います。そのような偏見をなくしていくよう取組を進めていきたいと考えておりますが、表記につきましても検討させていただきたいと思います。以上でございます。

◎品川幸久委員長
吉井委員。

○吉井詩子委員

この中で、このずれというのは女性が思っていることと男性が思っていることと違うというずれだと思います。今もうお答えいただいてしまったんですが、アンケートをした場合に市民アンケートの中で、女性自身がリーダーになるのに家族等の、夫等の支援がない

という、夫等の支援がないと書いている時点で、もうこの聞いていること自体でこちら側が、アンケートしているほうが、女性が男性に家事については支援をしてもらわないかんというふうに、こちらが言っているということになるので、今お答えいただきましたその辺のところもまた御検討いただきたいと思います。先にお答えいただきましてありがとうございます。

それから、49ページのアンケートの結果なんですけれども、これは分かりやすくまとめてもらってあるんですが、高額商品とか生活費とかちょっと簡単に書き過ぎてあって、高額商品の購入の決定とか、ちょっと2行になるとまずいのか、PTA、親戚、近所と書いてあるんですけれども、これは近所付き合いとか、PTA参加とか、ちょっと分かりにくいので、この辺直してもらうことができますでしょうか。

◎品川幸久委員長

市民交流課副参事。

●日置市民交流課副参事

御指摘いただいた箇所につきましては、「高額商品」のところは「高額な商品の購入決定」、その下の「生活費」のところは「生活費の確保」、その下の「PTA」のところは「PTAや地域の行事参加」というような選択肢になっております。ちょっと省略し過ぎている部分もあると思いますので、修正させていただきたいと思います。以上でございます。

◎品川幸久委員長

吉井委員。

○吉井詩子委員

よろしくお願いたします。

あと58ページの第5章、計画の推進、庁内の推進体制なんですけど、本計画の施策内容は教育、子育て、就労支援、健康福祉と施策内容が多岐にわたっています。この施策内容という言葉が2回出てくるんですが、これは1回にしたほうがいいと思うんですが、いかがでしょうか。

◎品川幸久委員長

市民交流課副参事。

●日置市民交流課副参事

はい、こちらは修正させていただきたいと思います。以上でございます。

◎品川幸久委員長

吉井委員。

○吉井詩子委員

それと、同じところで、前回の計画では施策内容のところに人権が入っているんですが、今回のところは人権が抜いてあるんですが、あえて抜いたという理由は何でしょうか。

◎品川幸久委員長

市民交流課副参事。

●日置市民交流課副参事

男女共同参画の推進については、女性の人権を尊重する上で取り組んでいくことと認識しております。この第4次計画策定におきましても、人権担当課とは連携させていただきながら進めてまいりました。こちらの庁内の推進体制につきましても、人権のほうを加えて修正させていただきたいと思っております。以上でございます。

○吉井詩子委員

ありがとうございます。

◎品川幸久委員長

よろしいですか。

他に御発言はありませんか。

鈴木委員。

○鈴木豊司委員

14ページの第3次計画の評価の中でお聞かせをいただきます。

この中で、男女共同参画審議会による評価を行っていただいて、ホームページに結果を載せておるといことなんですが、それを見ますと、令和3年度の具体的取組につきましては一定の評価をいただいております。ただ、目標を達成するためにはさらなる工夫と推進が必要である。また、取組内容、結果について、市民に分かりやすく周知すること、また、新たな周知啓発方法についても検討されたいというような御意見を頂戴しておるわけですが、当局といたしましては、その意見に対してどのような認識でおられるのか、また、第4次の計画に対してどのように反映をされておられるのか、その点お聞かせ願えないですか。

◎品川幸久委員長

市民交流課副参事。

●日置市民交流課副参事

審議会では各分野の代表の方が委員になっていただいておりますので、各分野からそれぞれの御意見をいただいたところでございます。

また、第4次計画に対しましては、審議会でもいただいた御意見を基に、女性の就労、キャリアアップをサポートし、職場や政策方針決定の場、地域活動、防災活動における場な

ど様々な場面で女性の視点を取り入れられるよう施策体系も整理させていただきました。

また、女性リーダーの積極的登用やロールモデルを増やすなど、各分野において目標達成に向けた取組を進めていきたいと考えております。以上でございます。

◎品川幸久委員長
鈴木委員。

○鈴木豊司委員

ありがとうございます。

それともう一点、委員長にお願いしたいんですが、最後に、パブリックコメント全体についてちょっと1点だけお聞かせ願いたいんですが、よろしいでしょうか。

◎品川幸久委員長
はい、どうぞ。

○鈴木豊司委員

今回パブリックコメントに8本の計画がかけられております。うち6本につきましては全く同じ期間になっておるんですが、この重なるという部分につきましては一定の理解はせないかんというふうに思っておるんですが、市民の皆さん、一度にこの8本の計画についてパブコメかけられても、大変困ると思うんですね。

市民の意見そのものも従来あまりないわけですが、一度に8本の計画をパブコメにかけるとこのことに対しまして、当局がどのように考えてみえるのか、それでいいのかどうなのか、その点いかがですか。総務部長。

◎品川幸久委員長
総務部長。

●西山総務部長

委員御意見、おっしゃっていただいたことはもっともかとは思いますが、ただ、計画の切れ目とか進捗とか皆さんへの、市民への周知の時期、それから場合によっては議会条例案件、いろいろ状態はあるのかと思います。

できる限り数多く一遍にというふうなことがないように、ちょっと政策調整のほうとも協議しながら考えてまいりたいとこのように考えております。以上です。

◎品川幸久委員長
よろしいですか。

他に御発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎品川幸久委員長

御発言もないようですので、本件についてはこの程度で終わります。

以上で本日御協議願います案件は終わりましたので、これをもちまして総務政策委員協議会を閉会いたします。

ありがとうございました。

閉会 午後 0 時 07 分